

川崎市狭あい道路拡幅整備助成金交付要領

川 崎 市

川崎市挟あい道路拡幅整備助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市挟あい道路拡幅整備要綱（昭和63年1月13日付け川建指第698号。以下「要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき助成金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で定める用語の例による。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表に掲げる整備支障物件の区分に応じ、算出した工事費の合計額の2分の1とする。ただし、市長が特に理由があると認めた場合はこの限りでない。

2 前項の助成金の額は、300,000円を限度とする。

3 第1項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱第5条第1項の規定に基づき整備支障物件の除却又は移植工事（以下「除却工事等」という。）の着手前に、挟あい道路拡幅整備助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、申請書の提出があったときは、要綱第5条の規定による協議の内容を確認のうえ現地調査により審査するものとする。

(工事完了届)

第5条 申請者は、除却工事等が完了したときは、速やかに除却工事等完了届（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、当該整備支障物件の除却工事等が完了したことを確認し助成金の交付を決定したときは、狭あい道路拡幅整備助成金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けたときは、市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、速やかに当該請求者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要領の規定に基づく助成金の交付決定の内容、これにつけた条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消したときは、狭あい道路拡幅整備助成金交付取消通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消す場合において、既に助成金が交付されているときは、狭あい道路拡幅整備助成金返還命令書（第5号様式）により期限を定めて、助成を受けた者にその返還を命じなければならない。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。（様式の所要の整備）

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。（組織改編による所要の整備）

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(組織改編による所要の整備)

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。(様式の所用の整備)

別表 （第3条関係）

整備支障物件		工事費
塀 (撤去費)	木 塀	3,200 円／m ²
	コンクリート ブロック塀	12,500 円／m ²
	石 積 塀	10,600 円／m ²
	万 代 塀	5,000 円／m ²
	ネットフェンス	2,600 円／m ²
	格子フェンス	2,600 円／m ²
門 （撤去費）		14,800 円／本
擁壁 (撤去費)	石積み擁壁	36,700 円／m ²
	コンクリート擁壁	61,900 円／m ²
樹木 (移植費)	根回り（約 20～26cm） 高 さ（約 1.9m）	10,900 円／本
	根回り（約 27～34cm） 高 さ（約 2.1m）	16,600 円／本
	根回り（約 35～41cm） 高 さ（約 2.6m）	26,800 円／本
生け垣 （移植費）		6,600 円／m
切 土 （残土処分費を含む）		18,900 円／m ³
汚水ます（附属管を含む）		19,300 円／ヶ所